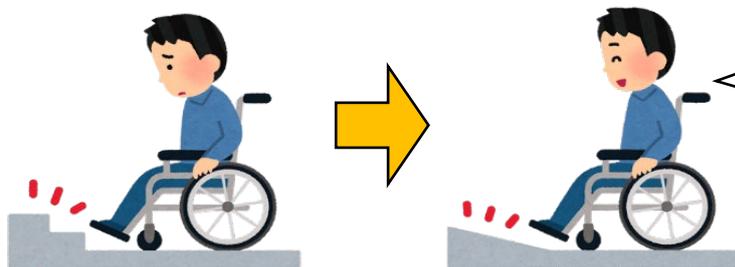


バリアフリー改修工事を行った方へ



固定資産税が減額されます。
工事完了後3か月以内に
申告してください。

平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に一定のバリアフリー改修工事が行われた住宅について、工事の完了した翌年度の固定資産税額を3分の1減額します（都市計画税は減額されません。）。

1. 減額の要件

以下の①～⑥の要件を全て満たす必要があります。

- ① 新築された日から10年以上経過した住宅*¹であること
- ② 改修工事後の家屋の床面積が50㎡以上280㎡以下*²であること
- ③ 居住部分の割合が全体の床面積の2分の1以上であること
- ④ 申告時、以下のア～ウのいずれかに該当する方が居住していること
ア 改修工事が完了した日の翌年1月1日における年齢が65歳以上の方
イ 「要介護認定」又は「要支援認定」を受けている方
ウ 障がいのある方
- ⑤ 以下の表に該当する工事を行い、補助金等を除く自己負担額が50万円超であること

該当する工事	詳細
廊下の拡幅	介助用の車いすで、容易に移動するために通路又は出入口の幅を拡張する工事
階段の勾配の緩和	-
浴室の改良	入浴又はその介助を容易に行うために浴室の床面積を増加させる工事
	浴槽を、またぎ高さの低いものに取り替える工事
	固定式の移乗台、踏み台等の浴槽への出入りを容易にする設備を設置する工事
	身体の洗浄を容易にする水栓器具の設置又は同器具に取り替える工事
便所の改良	排泄又はその介助を容易に行うために便所の床面積を増加させる工事
	便器を座便式のものに取り替える工事
	座便式の便器の座高を高くする工事
手すりの取付け	居室や玄関等の経路に手すりを取り付ける工事
床の段差の解消	-
出入口の戸の改良	開戸を引戸、折戸等に取り替える工事
	開戸のドアノブをレバーハンドル等に取り替える工事
	戸車等の開閉を容易にする器具を設置する工事
床の滑り止め	-



- ⑥ 改修工事完了後3か月以内に住宅の所在する区の区役所税務課家屋担当まで申告すること

*1 貸家住宅は対象外です。

*2 マンション等の区分所有家屋は、専有部分の床面積が50㎡以上280㎡以下の区画が対象となります。

2. 減額の内容

工事の完了した年の翌年度から制度が適用されます。

減額率	100㎡以下の家屋	…	3分の1減額
	100㎡を超え、280㎡以下の家屋	…	100㎡相当分の税額を3分の1減額

・熱損失防止改修（省エネ改修）工事等を行った住宅に係る固定資産税・都市計画税の減額制度、東日本大震災に伴う特例措置及び被災代替家屋に係る減額制度以外の減額制度と重複して適用することはできません。

- ・土地に対する固定資産税は減額されません。
- ・この制度による減額は、1戸につき1度しか受けることができません。

3. 減額を受けるための手続き

減額を受けるためには、申告書に以下の①～⑥のうち、必要な書類を添えて、工事完了後3か月以内に住宅の所在する区の区役所税務課家屋担当まで申告する必要があります。

添付する書類	備考
① 本制度の要件である居住者が居住していることを証明する書類（ア～ウのうち、いずれか1つ）	
ア 住民票の写し	工事が完了した日の翌年1月1日における年齢が65歳以上の方
イ 介護保険の保険証写し	「要介護認定」又は「要支援認定」を受けている方
ウ 障害者手帳等	障がいのある方
② 納税義務者の住民票の写し	市内在住の場合、住民票の提出を省略できる場合があります。
③ 工事の内容及び費用が確認できる書類	工事の明細書や見積書等が必要となります。
④ 工事費用を支払ったことを確認できる書類	工事の領収書が必要となります。
⑤ 工事が行われた箇所を撮影した写真	どのような工事を行ったのかを確認できるものをご用意ください。
⑥ 補助金等の内容を確認ができる書類	工事に際し、補助金等を受けている場合のみ必要となります。

※ ③～⑤の書類に代わり「増改築等工事証明書」を提出することもできます。

本減額制度の詳細や申告書のダウンロードは以下のウェブサイトをご確認ください。

減額制度の詳細はこちら！
[「バリアフリー改修工事を行った住宅に係る固定資産税の減額制度」](#)



申告書のダウンロードはこちら！
[「高齢者等居住改修住宅等に対して課する固定資産税の減額に関する申告書」](#)



4. お問い合わせ先

減額の内容・手続きに関すること（区役所税務課家屋担当 市外局番：045）

青葉区	978-2254～7	港南区	847-8365～7	戸塚区	866-8368～72
旭区	954-6053～6	港北区	540-2281～5	中区	224-8204～6
泉区	800-2365～7	栄区	894-8365	西区	320-8354～6
磯子区	750-2365～8	瀬谷区	367-5665～6	保土ヶ谷区	334-6254～6
神奈川区	411-7054～6	都筑区	948-2270～3	緑区	930-2274～7
金沢区	788-7754～7	鶴見区	510-1729～32	南区	341-1163～4